

災害後の住宅修理トラブルに注意！

熊本県消費生活センターには、地震後に、突然、県外の事業者が来訪し、慌てて住宅修理の契約をしたことに不安を抱いたという相談が寄せられています。工事の必要性、工期や費用が適正なのか、すぐに判断するのは難しいため、その場では契約せず、複数の事業者から見積もりを取るなどして十分検討しましょう。不要な場合はきっぱりと断りましょう。

相談事例

【事例1】地震で屋根が破損した。他県からの事業者が突然来訪し、ドローンで屋根を撮影していった。屋根にブルーシートを敷くなど作業してくれた。その後、修理代金は約170万円と言われ、親切に対応してもらったため、すぐに契約してしまった。しかし、170万円が妥当な金額か、事業者が信用できるのか疑問に思うようになった。

【事例2】地震で屋根瓦が壊れた。知り合いの事業者に来てもらう予定だったが、突然、別の事業者の来訪があった。その事業者の対応がよかったため修理代として約120万円の契約をした。台風が来ると思い、急いで契約してしまった。契約を取り消したい。

【消費者への対応アドバイス】

- 勧誘されてもその場では契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- 「訪問者が帰ってくれない」「事業者の対応に不安を感じる」ときなどは、すぐに警察に連絡しましょう。
- 様々な情報が出回りますが、直接公的機関に真偽を確認しましょう。

「困ったな」「不安だな」と思った時は、早めにご相談ください。

■熊本県消費生活センター ☎096-383-0999

受付時間：平日 午前9時～午後5時まで

■消費者ホットライン ☎188（局番なしの3桁番号）

受付時間：平日 午前9時～午後5時まで

土曜・日曜・祝日 午前10時から午後4時まで

■最寄りの警察署または警察安全相談 ☎#9110 又は ☎096-383-9110

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時まで

■住宅トラブルの電話相談 住まいるダイヤル ☎03-3556-5147

受付時間：午前10時から午後5時まで（土、日、祝休日、年末年始除く）

【問い合わせ先】

熊本県環境生活部県民生活局 消費生活課 渡辺・池崎

電話：096-333-2308 内線：35841・35848